

令和8年度 紙面支払報告書（個人別明細書）

作成時の注意点

本書は、給与支払報告書の作成で特に留意いただきたい点をまとめたものです。
給与支払報告書(個人別明細書)の作成に関しては国税庁ホームページをご覧ください。

令和7年分給与所得の源泉徴収票等法定調書の作成と提出の手引 検索

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>



※種別※整理番号※											
支 払 を受ける者	※区分 住 所	(受給者番号) T-0001 (個人番号) 1234 5678 9012 (役職名)									
		(氏名) (フリガナ) タマノシ タロウ 玉野市 太郎									
性 別		支 払 金額		内 円		所持控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額			
内 円		内 円		内 円		内 円		内 円			
給与・賞与		9 000 000		6 950 000		3 330 500		113,600			
(源泉)控除対象 配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)				障害者の数 (本人を除く。)			
				老人		その他					
有 徒有		特 4	老人	内 人	徒人	内 人	徒人	特 5	内 人		
○		千 円	1	1	1	1	1	1	1		
3 8 0 0 0 0 0											
特定扶養親族等の控除額		社会保険料等の控除額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除額			
6 0 0 0 0		1 1 2 0 0 0		1 2 0 0 0 0		4 6 5 0 0		1 8 5 0 0 0			
(摘要)											
A											
前職:有限会社玉野市 玉野市宇野1-2 退職日:R7.6.30 給与支払額4,500,000円、社会保険料控除582,000円 源泉徴収税額36,000円											
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額	35,000	旧生命保険料の金額	42,000	介護医療保険料の金額	95,000	新個人年金保険料の金額	50,000	旧個人年金保険料の金額	52,000
住宅借入金等特別控除適用数 住宅借入金等特別控除適用額 の総の内訳		1	居住開始年月日 (1回目)	30 7 1	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	住(特)	住宅借入金等 年末残高 (1回目)	18,500,000		
105,000			居住開始年月日 (2回目)			住宅借入金等 年末残高					
(源泉+特別) 扶養対象 配偶者		(フリガナ) タマノシ ハナコ 氏名 玉野市 花子 個人番号 2345 6789 0123		区分		配偶者の 合計所得		国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	新長期損害保険料の金額	
1		(フリガナ) タマノシ イチロウ 氏名 玉野市 一郎 個人番号 3456 7890 1234		区分 01		300,000		基礎控除の額	所得金額 調整控除額	100,000	
2		(フリガナ) タマノシ ジロウ 氏名 玉野市 次郎		区分		4					
3		(フリガナ) タマノシ ソラコ 氏名 玉野市 空子 個人番号 5678 9012 3456		区分 40		1		(フリガナ) タマノシ ウミコ 氏名 玉野市 海子 個人番号 6789 0123 4567	区分	5人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号	
4		(フリガナ)		区分		3		(フリガナ)	区分	5人目以降の16歳未満 の扶養親族の個人番号	
未成年者		外 国 人	死 亡 退 職	災 害 患 者	乙 本人が障害者 特 别	暮 寡	ひ と り 親	勤 劳 学 生	中 途 就 - 離 職	受 給 者 生 年 月 日	
支 払 者									就職 退職 年 月 日	元号 1 月 日	
支 払 者		個人番号又は 法人番号		9 1234 5678 9012				○ 7 7 1		昭和 66 1 1	
支 払 者		住所(居所) 又は所在地		玉野市宇野1丁目27番1号							
支 払 者		氏名又は名称		玉野市株式会社						(電話) 0863-32-5510	
(摘要)に記載分の加算額、支払者番号を記入してください。											

①住所・氏名・生年月日

令和8年1月1日現在の住民登録地(住民票上の住所)を記入してください。氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)も記入してください。下部「受給者生年月日」欄も正しくご記入ください。

②社会保険料等の金額

社会保険料の金額(国民健康保険料や国民年金保険料を含む。)及び小規模企業共済等掛金の合計額を記入してください。年金から特別徴収(天引き)されている社会保険料等の金額は含めないでください。

③摘要欄

普通徴収の理由へ該当し、普通徴収を希望する受給者がいる場合、摘要欄へ該当する理由の記号または略語を記入してください。

④控除対象配偶者・控除対象親族等記入欄

控除対象配偶者の有無や扶養親族等の人数を記入してください。下段には上段の人数に対応する氏名、フリガナ、個人番号、区分をご記入ください。

⑤⑥⑦特定親族特別控除について

令和8年度より「特定親族特別控除」が創設され、「特定親族」を有する場合には、特定親族一人につき、その合計所得金額に応じた金額を控除することができます。

※「特定親族」とは受給者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満(令和8年1月1日現在)の親族等で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下である方をいいます。

この「特定親族特別控除」を適用する場合には、次の欄をご記入ください。

「特親」=特定親族の会計人数

「特定親族特別控除の額」=特定親族特別控除の会計額

「捺印対象者名前(姓氏・名前)」は該当者の氏名、個人番号(マイナンバー)及び区分(下線参照)

(參者)特定親族特別控除額等

合計所得金額	特定親族特別控除額		「区分」欄 対象が 居住者 / 非居住者 の場合
	所得税	住民税(参考)	
58万円超 85万円以下	63万円	45万円	10 / 11
85万円超 90万円以下	61万円		20 / 21
90万円超 95万円以下	51万円		30 / 31
95万円超 100万円以下	41万円	41万円	40 / 41
100万円超 105万円以下	31万円	31万円	50 / 51
105万円超 110万円以下	21万円	21万円	60 / 61
110万円超 115万円以下	11万円	11万円	70 / 71
115万円超 120万円以下	6万円	6万円	80 / 81
120万円超 123万円以下	3万円	3万円	90 / 91